

令和4年4月28日

保護者 様

倉敷市立福田南中学校
校長 日笠 龍太郎

学校での取り決めごとについて

陽春の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校教育活動に対しまして、ご支援・ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、表記のことにつきまして、本校の取組をお知らせいたしますので、ご理解の上ご協力をよろしくお願いいたします。

記

- 1 生徒の携帯番号やメールアドレス等の取扱や、担任・顧問などからの生徒への連絡方法について
 - (1) 学校の固定電話を使用する。緊急時等以外は、個人の携帯電話を使用しない。
 - (2) 生徒の携帯電話やメールアドレス等を個人の携帯電話に登録しない。
 - (3) 部活動においては、連絡網を作成したり、「eこねっと」を利用したりして、保護者に連絡する。
 - (4) 学校の各種通信（学校だより、学年・学級通信、PTA 新聞等）や学校ホームページに、生徒の活動写真等を掲載することを年度当初に文書で保護者に通知・確認する。
- 2 生徒への個別面談や個別の学習指導の際の対応のあり方について
 - (1) できるだけ複数の教職員や同性の教職員で対応する。
 - (2) 個別の場合、密室にならないように配慮する。
 - (3) 事前または事後において、他の教職員の連絡・報告を行い、記録を残す。
 - (4) 内容によっては、事前または事後において適切な方法で保護者に連絡する。
- 3 生徒の個人情報に係る書類や電子データの取扱や、USB メモリー等にやむを得ず校外に持ち出す際の手続きについて
 - (1) 原則として、持ち出さない。
 - (2) やむを得ず校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得る。
- 4 生徒・保護者からの集金など、現金の取扱やその管理方法について
 - (1) 担当者への現金の受け渡しは、原則として、手渡しとする。
 - (2) 通帳での管理、会計（出納）を行う。
 - (3) 保護者宛での領収書・預かり証などの書類を発行する。
- 5 ケガ・体調面で生徒が早退等をするときの対応について
 - (1) 緊急事態では、救急車の要請をためらわない。
 - (2) 生徒の輸送が必要な場合、「①保護者に依頼 ②保護者の了解の下でタクシー等を利用 ③保護者の了解の下で校長の判断で教職員が搬送」とする。